

市民生活の拠点づくりに向けて（地域活用型学校を目指して）

新たな学校づくり推進計画では、市立学校における「教育環境・生活環境づくり」や、「放課後活動の拠点づくり」に加え、「市民生活の拠点づくり」も目指しています。
本日はそのために必要な都市計画上の手続について報告します。

1 地域活用型学校について

これまでも基本計画検討会や推進協議会でも議論してきましたが、この「市民生活の拠点づくり」として、これからの学校は、学校教育の場や、身近な避難施設としてはもちろん、地域の活動拠点とすることを考えています。

こうした「学校を地域の活動拠点とする」ということを、よりわかりやすく伝えるために、改めて「**地域活用型学校**」と称し、取り組みを進めています。

「地域活用型学校」は、これまでの防災拠点に加え、多様な人々が学校につどい、スポーツ・生涯学習・地域活動等を通じて交流しながら活動することや、さらには、学習や創作活動など、子どもが放課後にできる活動を増やすといった、地域の活動拠点を目指します。

2 地域活用型学校を整備する上での考え方

その実現のため、新たに整備する学校においては、校庭や体育館、特別教室に加え、新たに整備するコミュニティルームも含め、普通教室などの学校専用の区画と導線を区切り、セキュリティを確保することで、学校と地域のみなさまがともに安心して利用できる設計とし、学校を地域活動の場、新たな地域の拠点としてより活用しやすい場所を目指します。

3 都市計画手続きについて【特別用途地区（教育環境整備地区）の新規指定】

現在の都市計画法上の用途地域では、地域活用型学校を新校舎建設地に建設することは困難です。

そこで、現在、基本計画を策定した第1期の5地区（本町田、南成瀬、鶴川東、鶴川西、南第一小学校地区）の新校舎建設地において、都市計画法上の特別用途地区（教育環境整備地区）の指定を進めています。

あわせて、建設にあたっては、周辺の環境を守るため、壁面の位置の制限などを定める手続きも進めています。

※特別用途地区について

都市計画法第8条に基づく地域地区の1つで、地区特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護等の特別の目的の実現を図るため、用途地域を補完し、用途制限を緩和及び強化することができる地区をいいます。

【今後の予定】

2025年	2月	町田市都市計画審議会（報告）
	7月	町田市都市計画「特別用途地区（教育環境整備地区）」（案）の 公告・縦覧
	8月	町田市都市計画審議会（議案審議）
	9月	特別用途地区教育環境整備地区の都市計画決定告示